

# 不良債権の状況

## リスク管理債権額

(単位：百万円)

	2021年3月31日	2022年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,011	2,586
危険債権	13,733	14,930
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	343	259
合計	15,088	17,776
正常債権	534,505	535,336
総与信残高	549,594	553,112

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 3.三月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 4.貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- 6.「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

## 金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小計		正常債権		合計	
	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日
債権額 (a)	1,011	2,586	13,733	14,930	343	259	15,088	17,776	534,505	535,336	549,594	553,112
担保等保全額 (b)	925	2,485	8,494	9,508	197	127	9,617	12,121	312,652	309,743	322,269	321,865
未保全額 (a) - (b)	86	101	5,238	5,422	146	131	5,470	5,655	221,853	225,592	227,324	231,247
引当額	86	101	943	1,047	13	3	1,043	1,151	908	828	1,952	1,980
引当率 %	100.00	100.00	18.01	19.31	9.52	2.53	19.07	20.36	0.40	0.36	0.85	0.85

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 三月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「三月以上延滞債権」を除く）です。
- 4.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1.から 3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。

## 自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日
債権額 (a)	168	448	842	2,138	13,733	14,930	14,744	17,517
担保等保全額 (b)	168	448	756	2,037	8,494	9,508	9,419	11,993
未保全額 (a) - (b)	—	—	86	101	5,238	5,422	5,324	5,523
引当額	—	—	86	101	943	1,047	1,029	1,148
引当率 %	—	—	100.00	100.00	18.01	19.31	19.33	20.79

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。